

大和市公告第78号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成26年7月1日

大和市長 大 木 哲

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 名 称 | 大和ゆとりの森 |
| 2 | 位 置 | 大和市代官四丁目、福田字乙九ノ区及び字甲三ノ区地内 |
| 3 | 区 域 | 位置図のとおり。 |
| 4 | 供用開始の期日 | 平成26年7月1日 |